

○国土交通省告示第九百七十二号

秋田空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

国土交通大臣 金子 恭之

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、秋田県が空港の設置者とみなされる。

二 空港の名称及び位置 秋田空港 秋田県秋田市

三 変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第五百四十九号を参照。）

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 百六十万八千四百八十一平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を秋田県庁において縦覧に供する。

別図 秋田空港

